

札幌市食育推進会議について

1 概要

(1) 札幌市食育推進会議の設置について

「札幌市食育推進会議条例」(別紙2)第1条に、食育基本法第33条第1項の規定に基づき、札幌市食育推進会議(以下「会議」という。)を置くことが示されています。

第2条では、会議の役割として、食育推進計画の作成とその実施を推進すること、また、食育の推進に関して、重要事項の審議と施策の実施を推進することとしています。

なお、現在の第3次札幌市食育推進計画(同封資料)は、平成30年度(2018年度)から令和4年度(2022年度)の5か年計画となっており、今年度から次期札幌市食育推進計画の作成を行います。詳しくは議事2(2)(資料9)にて、御説明します。

(2) 札幌市食育推進会議委員の任期について

「札幌市食育推進会議条例」(別紙2)第4条第1項の規定により2年と定めています。

委員の皆様におかれましては、この度、同封しました委嘱状のとおり、今任期は令和3年8月1日から令和5年7月31日までとなっておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

また、併せて、委員の皆様の名簿(別紙1)を同封いたしましたので、御確認をお願いします。